

第 4 6 号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条
第 2 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令和
2 年度」に、「2 3, 3 7 6 円」を「1 8, 6 9 6 円」に改め、同
条第 3 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令
和 2 年度」に、「2 3, 3 7 6 円」を「1 8, 6 9 6 円」に、
「3 4, 2 8 4 円」を「2 6, 4 9 6 円」に改め、同条第 4 項中
「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」
に、「2 3, 3 7 6 円」を「1 8, 6 9 6 円」に、「4 5, 2 0 4
円」を「4 3, 6 4 4 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、別に規則で定める日から施行すること。